

構造改革特別区域計画

1 構造改革特別区域計画の作成主体の名称

佐賀県

佐賀県西松浦郡有田町

2 構造改革特別区域の名称

有田町こども園特区

3 構造改革特別区域の範囲

佐賀県西松浦郡有田町の全域

4 構造改革特別区域の特性

佐賀県においては、核家族化の一層の進行や都市化の進展による家庭や地域の子育て機能の低下など、こどもを取り巻く環境は急激に変化しており、結婚や出産に関する価値観や意識の変化・多様化も相まって、人口は近年横ばいであるものの、0～5歳児の人口は20年前の昭和55年の78,474人から平成12年では52,637人まで落ち込みを見せるように少子化は進行し続け、こども自身の成長への悪影響や社会経済の活力低下など、様々な影響が懸念されている。

このような中、佐賀県では、平成16年3月「新・エンゼルプラン」を策定し、次代の佐賀県を担うこどもを安心して生み育てることのでき、こどもが健やかに育まれる環境づくりを進めている。

また、少子化により、就学前児童数が減少しているものの、保護者の就労意欲の高まりや就労形態の多様化などにより一部地域で待機児童が発生するなど保育所児は増加の傾向をみせている。一方、幼稚園児は減少の傾向を見せているが、こどもに幼児教育を受けさせたいというニーズも強い。

こうした地域における保護者の多様なニーズを踏まえ、幼稚園と保育所のそれぞれの機能と特色を生かした幼保一元化の取組みの総称として、いわゆる「こども園」設置の推進を図っているところである。

有田町は、人口12,964人、産業構造は就業人口6,532人、うち第1次産業95人(1.5%)第2次産業2,694人(41.2%)第3次産業57.3%となっており、ほとんどが陶磁器産業やその関連産業従事者であるが、県内他地域と同様に少子化が進行し、就学前児童数が減少傾向にある。

町では、従来より、公立6箇所の保育所で就学前の児童の保育を行っていたが、その6施設について平成9年度に「有田町の保育所運営を考える会」を発足し、今後の園の運営について検討を行なった。その結果民営化への移行と公営との両立を考え民営により町内に今までにない保育所と幼稚園の合築施設を設置することが決まり、平成12年度、民営化後の施設で「幼稚園と保育所の施設の共用化等に関する指針について」(平

成 10 年文初幼第 476 号・児発第 130 号。以下「共用化指針」という。)に基づき、幼稚園と保育所を合築した施設「あかさかルンビニー保育園・あかさかルンビニー幼稚園」の設置となった。

現在の町における就学前児童の保育（幼児教育）のための施設は、当該公立保育所 4 園（うち 1 園休止中）、民間保育所 2 園及び民間の幼稚園が 1 園（あかさかルンビニー保育園・あかさかルンビニー幼稚園を含む。）となっている。

園児の減少に伴い、幼児の社会性が育まれにくい状況にあるとともに、家庭や地域における養育機能が低下していることから、幼稚園・保育所利用者のニーズに沿った就学前保育（教育）環境の整備が必要である。

5 構造改革特別区域計画の意義

少子化等を背景とした就学前児童の減少及び家庭や地域における養育機能、教育力の低下が叫ばれる中で、幼児期からの社会性の涵養、保護者の多様なニーズに対応した子どもの保育（教育）環境の充実が必要となっている。

共用化指針に基づく施設において幼稚園児と保育所児の合同活動が認められれば、幼児の活動する集団が大きくなり、社会性が涵養されるとともに、幼稚園児、保育園児の体験の差を解消し、全ての幼児が同じ保育（幼児教育）を実施し、保育的観点・幼児教育的観点からのアプローチにより、保育（幼児教育）の質的向上を図ることができる。

こうした取組みにより、質の高い保育（幼児教育）が実現されれば、先進事例として、他の地域の幼稚園、保育所の保育内容の充実に資することができる。

6 構造改革特別区域計画の目標

合同活動を実施することにより、幼稚園児、保育所児を同様に扱い、一緒に活動する集団を大きくすることで、幼児の社会性を涵養する。

幼稚園の通常の保育時間においては、幼稚園教育要領を主として、共通のカリキュラムで幼稚園児と保育所児に対し同一内容の保育（幼児教育）を行ない、昼食については、共用化している調理室で調理され、栄養面に十分配慮した同一のメニューのものを提供し、保育所保育指針を主とした合同活動を行なう。

また、幼稚園の通常の保育時間が終了した後は、預かり保育の幼稚園児と保育所児が、異年齢交流を含め、合同活動を行なう。

こうした保育的観点・幼児教育的観点からのアプローチにより、保育（幼児教育）の質的向上を図る。

上記における保育（幼児教育）内容を他の保育所等でも参考とすることにより、地域全体での保育内容の充実を図る。

7 構造改革特別区域計画の実施が構造改革特別区域に及ぼす経済的社会的効果

幼児の社会性の涵養

少子化が進む中、幼稚園児と保育所児を合同で保育することにより、一緒に活動する集団が大きくなり、幼児の社会性の涵養が図られる。

保育（幼児教育）の質的向上

全ての幼児が同一保育（幼児教育）の機会を得ること、保育的観点及び幼児教育的観点双方からのカリキュラム構成により、保育（幼児教育）の質的向上が図られる。

また、それぞれの基準を満たすため配置していた保育士、幼稚園教諭を双方の免許取得者を当てることにより、職員配置の効率化が図られ、それにより余裕ができた保育士・幼稚園教諭をより保育（幼児教育）の充実のための教材の作成やカリキュラムの充実等に充てることができ、保育（幼児教育）内容の質的向上が図られる。

幼児教育の普及

当該保育（幼児教育）の成果を、他の保育所でも参考とすることで、地域における幼児教育の観点からの保育内容の充実が図られる。

子育て支援

保育、幼児教育双方から、子育て支援を行うことで、家庭及び地域における養育機能の低下に対し、子育て支援の充実強化を図ることができる。

多様な働き方の実現

働きながら子供に幼稚園教育を受けさせたいとの保護者の要望に対応するとともに、「保育に欠ける」要件に該当しない子供にとっても、保育所と同様の保育を受けることができる。

地域の活性化

保育所、幼稚園における養育機能の充実により、保護者の育児負担の軽減が図られ安心して子供を預けることができ、また、保育（幼児教育）内容の充実によるこどもの健やかな成長により、地域の活性化が図られる。

8 特定事業の名称

807 幼稚園における幼稚園児及び保育所児等の合同活動事業

914 保育所における保育所児及び幼稚園児の合同活動事業

9 構造改革特別区域において実施し又はその実施を促進しようとする特定事業に関連するその他の構造改革特別区域計画の実施に関し地方公共団体が必要と認める事項

幼保一元化保育を進め、幼保に分け隔てのない幼児教育・保育を目指すため、次の事業を計画的に推進する。

合同活動の中で、幼稚園指導要領及び保育所保育指針双方に沿った3歳以上の幼児に係るカリキュラムの充実を図る。

幼稚園及び保育所の合同研修会を実施し、保育内容、幼児教育内容の充実を図る。

子育て中の家庭が抱える育児不安などについて、相談指導及び子育てサークルの育成支援を行うことにより、地域の子育て支援体制の充実を図る。

(別紙)

1 特定事業の名称

807 幼稚園における幼稚園児及び保育所児等の合同活動事業

2 当該規制の特例措置の適用を受けようとする者

構造改革特別区域内の共用化指針に基づき設置された幼稚園と保育所の共用化施設

3 当該規制の特例措置の適用の開始の日

構造改革特別区域計画の認定日

4 特定事業の内容

主 体 社会福祉法人 浄元福社会
学校法人 華光学園

区 域 佐賀県西松浦郡有田町全域

実施期間 構造改革特別区域計画の認定を受けた日以降

5 当該規制の特例措置の内容

少子化等の影響により、有田町では、幼児数が減少し、昭和55年には1,317人であった0～5歳児の人口が平成12年度には735人となっており、幼児の社会性が育まれない状況にあるとともに、家庭や地域の養育機能が低下している。こうしたことから、構造改革特区の認定を受け、幼児の社会性の涵養、地域における保育（幼児教育）内容の充実を図る。

構造改革特別区域計画の認定日以降、共用化指針に基づく施設において保育所職員に対し幼稚園の併任辞令を、幼稚園職員に対し保育所への併任辞令を発令し、3～5歳児までの幼稚園児及び保育所児を年齢毎の同一クラスで保育し、合同活動を行なう。

(別紙)

1 特定事業の名称

9 1 4 保育所における保育所児及び幼稚園児の合同活動事業

2 当該規制の特例措置の適用を受けようとする者

構造改革特別区域内の共用化指針に基づき設置された幼稚園と保育所の共用化施設

3 当該規制の特例措置の適用の開始の日

構造改革特別区域計画の認定日

4 特定事業の内容

主 体 社会福祉法人 浄元福社会
学校法人 華光学園

区 域 佐賀県西松浦郡有田町全域

実施期間 構造改革特別区域計画の認定を受けた日以降

5 当該規制の特例措置の内容

少子化等の影響により、有田町では、幼児数が減少し、昭和 55 年には 1,317 人であった 0 ~ 5 歳児の人口が平成 1 2 年度には 735 人となっており、幼児の社会性が育まれない状況にあるとともに、家庭や地域の養育機能が低下している。こうしたことから、構造改革特区の認定を受け、幼児の社会性の涵養、地域における保育（幼児教育）内容の充実を図る。

構造改革特別区域計画の認定日以降、共用化指針に基づく施設において保育所職員に対し幼稚園の併任辞令を、幼稚園職員に対し保育所への併任辞令を発令し、3 ~ 5 歳児までの幼稚園児及び保育所児を年齢毎の同一クラスで保育し、合同活動を行なう。

【特例措置適用の要件】

- 1 幼児（保育所児・幼稚園児）数の合計により、児童福祉施設最低基準及び幼稚園設置基準（面積・職員配置）を満たしていること。

（1）面積基準

	定員	幼児数	学級数	面積	児童福祉最低基準	
5歳	30	30	1	65.60	59.40	(= 30 × 1.98)
5歳	30	29	1	60.00	57.42	(= 29 × 1.98)
4歳	25	23	1	60.00	45.54	(= 23 × 1.98)
4歳	25	20	1	60.00	39.60	(= 20 × 1.98)
3歳	25	25	1	60.00	49.50	(= 25 × 1.98)
3歳	25	17	1	60.00	33.66	(= 17 × 1.98)

（屋外遊戯場 ; 運動場）

屋外遊戯場 ; 運動場の面積			1,170.00m ²	
基準面積			578.20m ²	
保育所	2歳以上		178.20m ²	(= 90 × 1.98)
幼稚園	3クラス		400.00m ²	(= 400+80 × (3-3))

（2）職員配置基準

	定員	幼児数	学級数	職員数	児童福祉最低基準	
5歳	30	30	1	1.0	1.0	(= 30 ÷ 30)
5歳	30	29	1	1.0	0.9	(= 29 ÷ 30)
4歳	25	23	1	1.0	0.7	(= 23 ÷ 30)
4歳	25	20	1	1.0	0.6	(= 20 ÷ 30)
3歳	25	25	1	2.0	1.2	(= 25 ÷ 30)
3歳	25	17	1	1.0	0.8	(= 17 ÷ 30)

- 2 幼児の教育・保育に直接従事する職員は、幼稚園教諭免許と保育士資格を併有し、幼稚園教諭及び保育士を兼務していること。

職員の雇用関係については、幼稚園職員は学校法人華光学園の雇用、保育所職員は社会福祉法人浄元福祉会の雇用となっているが、両方の資格取得者を、それぞれ併任させる。

- 3 合同活動の内容は、幼稚園教育要領と保育所保育指針に沿ったものであること。

幼稚園教育要領及び保育所保育指針に沿った保育・教育方針により、同一のカリキュラムにより、合同保育活動を実施し、より内容の充実を目指すこととする。